

宿泊施設利用助成券の使用について ご確認ください

- 当組合で契約している宿泊施設に宿泊する場合、フロントで宿泊施設利用助成券を提出することで、1人1泊につき2,500円が助成されます。

「契約宿泊施設および人間ドック・脳ドック契約検査機関等のご案内」の冊子
もしくはホームページを参照ください。

- 宿泊施設利用助成券は各所属所の共済事務担当者へ申請することで、
交付を受けることができます。
- 対象者は、組合員本人と被扶養者として認定中の家族の方のみとなります。

※ 以下の点にご注意願います。

- ・ 他人への譲渡はできません。
- ・ 公務での使用はできません。